

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】令和2年12月17日(2020.12.17)

【公開番号】特開2019-111776(P2019-111776A)
 【公開日】令和1年7月11日(2019.7.11)
 【年通号数】公開・登録公報2019-027
 【出願番号】特願2017-248737(P2017-248737)
 【国際特許分類】

B 2 9 C 64/209 (2017.01)
B 3 3 Y 30/00 (2015.01)
B 3 3 Y 10/00 (2015.01)
B 2 9 C 64/106 (2017.01)
B 2 9 C 64/40 (2017.01)
B 2 9 C 64/236 (2017.01)
B 2 8 B 1/30 (2006.01)

【F I】

B 2 9 C 64/209
 B 3 3 Y 30/00
 B 3 3 Y 10/00
 B 2 9 C 64/106
 B 2 9 C 64/40
 B 2 9 C 64/236
 B 2 8 B 1/30

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月9日(2020.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

特許文献2に記載された技術は、セメント系材料を積層することにより積層構造を製造する方法に関するものである。この積層構造の製造方法では、セメント系材料の凝結時間を遅らせる凝結遅延性能を有する凝結遅延剤層をセメント系材料の層間に設けている。すなわち、セメント系材料の層間に凝結遅延剤を噴霧して凝結時間を遅らせることで、次層と一体化を図る方法である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

そして、吐出ノズルの移動(進行)に伴い、セメント系材料および樹脂系材料を同時に吐出させると、セメント系材料で両側を囲まれた領域内に樹脂系材料が吐出されるので、セメント系材料で樹脂系材料を挟み込むことができる。なお、吐出ノズルの配設位置は、造形する積層複合構造物や吐出する材料に応じて、適宜変更して設定することができ、上述した例において、吐出ノズルの進行方向に対して、セメント系材料の吐出ノズルを前側に配置するとともに、樹脂系材料の吐出ノズルを後側に配置してもよい。